

小美玉市地方創生ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 小美玉市「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定にあたり、小美玉市まち・ひと・しごと創生本部の下部組織として小美玉市地方創生策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」策定に必要な調査研究を行い、原案作成に従事する。

(組織)

第3条 ワーキングチームは、市長が任命する職員をもって組織する。

(招集)

第4条 ワーキングチームの会議は、副市長が招集する。

(部会)

第5条 ワーキングチームは、次に定める部会を設置する。

(1) 地方人口ビジョン部会

(2) 地方版総合戦略部会

2 部会には、部会長、副部会長及び委員を置き、副市長が指名する者をもって充てる。

3 部会長は、部会を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 部会の会議は、部会長が招集する。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、企画調整課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、副市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から施行し、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」が策定されたときにその効力を失う。